

地方自治法99条と地方交付税法17条の4の違い

	地方自治法99条 (議会の意見提出権)	地方交付税法17条の4 (地方交付税算定に関する意見申出権)
内容	<p><意見内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体公益に関係するすべての事項 <p><提出先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会又は関係行政庁 <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の提出を「受理する義務」はあるが、回答等の義務はない 	<p><意見内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の算定に関する事項 <p><提出先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務大臣 <p><義務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見提出を受けた場合は、誠実に処理しなければならない(同法17条の4/2項) ・処理の結果を地方財政審議会に報告しなければならない(同法17条の4/2項)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ■メリット <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い意見(交付税を含めた地方財源の総額確保等)を提出可能 ・提出先は幅広い ■デメリット <ul style="list-style-type: none"> ・回答義務なし ・議会意見の提出件数・内容の把握が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ■メリット <ul style="list-style-type: none"> ・意見書の提出件数、各自治体からの意見内容、処理状況が公表される ■デメリット <ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税の額の算定方法に関する意見に限定 ・法律上は明記されていないものの、実際には意見募集の時期が決まっている